

「2025年サステナビリティ調査の結果に関するファクトシート」(仮訳)

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) が 2025 年サステナビリティ調査の結果に関するファクトシートを公表

2026年6月9日

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) のサステナビリティ保証タスクフォース (SATF) は、加盟法域におけるサステナビリティ開示制度、サステナビリティ保証の実務及び監督枠組を把握するため、2025年に調査を実施した。

2025年の調査には、47のIFIARメンバー当局¹が参加した。本調査は、2023年に初めて実施されたサステナビリティ調査²を踏まえたものであり、2025年9月30日時点におけるサステナビリティ関連規制の進展状況を示している。

調査結果の主なポイント

以下の調査結果は、2023年から2025年にかけて、回答した法域におけるサステナビリティ関連規制の進展状況を示している。

開示制度: 回答法域のうち63%が、自法域においてサステナビリティ情報の開示を義務付ける法令・規制が導入・採用されていると報告しており、22%が整備中であると回答している。適用される開示枠組は、主に欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) または IFRS サステナビリティ開示基準 (あるいは国内の同等な基準) へと収斂している。

保証制度: 回答法域のうち61%が、自法域においてサステナビリティ開示に対する保証を義務付ける法令・規制が導入・採用されていると報告しており、24%が整備中であると回答している。主に適用される保証基準は、国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000 及び国際保証業務基準 (ISAE) 3000 である。回答法域のうち80%が、サステナビリティ情報に対して限定的保証の実施を求めている、または求める見込みであり、16%が合理的保証の実施を求めている、または求める見込みである。

監督体制: 回答法域のうち65%が、自法域においてサステナビリティ保証業務実施者に対する正式な監督体制が運用されていると報告しており、その内容には登録、資格、独立性および品質管理に関する要件が含まれている。さらに、回答法域のうち26%が、現在監督体制を整備中であると回答している。

検査プログラム: 回答法域のうち17%が、サステナビリティ保証業務に対する検査を既に実施しており、57%が現在検査プログラムの導入を計画していると回答している。

¹ 2025年調査の回答法域のうち、47%は欧州連合 (EU) 域内、残りの53%はEU域外の管轄に属する。

² 2023年調査には47のIFIARメンバー当局が参加しており、そのうち49%がEU域内の管轄に属する。

主な示唆

2025 年調査の結果から得られる主な示唆は、以下のとおりである。

枠組の収斂が進む中で、サステナビリティ開示の義務化はより多くの法域へと拡大
調査結果は、多くの規制当局が任意開示から義務的な開示へと移行する中で、サステナビリティ開示の義務化が法域を超えて着実に広がっていることを示している。

サステナビリティ保証は任意保証から義務的な保証へ移行中

サステナビリティ保証の義務化は 2023 年以降急速に進展しており、多くの法域において、規制当局がサステナビリティ情報の信頼性の強化に注力していることを示している。

監督体制の整備が進展し、検査プログラムは初期段階にあるものの、今後拡充見込み

多くの規制当局は既に監督枠組を整備している、または今後整備する計画を有している一方で、既に検査を実施した規制当局は少数にとどまる。回答法域の過半数は、今後数年間で検査プログラムを開始することを計画している。

2025 年調査の結果は、2023 年以降も規制の整備が着実に進み、とりわけ、義務的な保証制度の進展が最も顕著となっていることを示している。各法域が義務的な保証の枠組へ移行するにつれ、規制上の焦点は、検査及び監督実務の拡充へと移っていくことが見込まれる。IFIAR は、今後も加盟法域におけるこれらの動向を継続的にモニタリングしていく。

調査について

SATF は、IFIAR 加盟法域におけるサステナビリティ開示、保証及び監督の進展状況を把握するため、2023 年に第 1 回サステナビリティ調査を実施した。その後、世界的に規制及び市場の動向が大きく進展したことを踏まえ、SATF は最新の状況を把握し、動向を継続的にモニタリングするため、2025 年に第 2 回サステナビリティ調査を実施した。2025 年調査の結果は、47 の IFIAR メンバー当局から得られた回答に基づいており、各法域における 2025 年 9 月 30 日時点の制度の状況を反映している。

IFIAR について

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) は、2006 年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの 56 の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査品質を向上することにより、投資家を含む公益に資することである。IFIAR は、世界中の監査品質に関する事項や規制上の実務について、対話や情報共有ができるプラットフォームを提供するとともに、規制活動における連携を促している。IFIAR の公式オブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、欧州委員会 (EC)、金融安定理事会 (FSB)、保険監督者国際機構 (IAIS)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、公益監視委員会 (PIOB) 及び世界銀行である。IFIAR に関する更なる情報については、IFIAR ウェブサイト (www.ifiar.org) を参照されたい。